

医師法第16条の10の規定に基づく国への意見（たたき台）

1. 令和8（2026）年度シーリング案に関する意見

現在、シーリングの対象とされている診療科においては、個々の診療科が持つ特性と地域の医療ニーズ等の実情を考慮した上で、今後もシーリング対象とするのかを検討いただきたい。なお、令和9年度以降のシーリング数においても、引き続き採用数が少ない診療科への配慮を検討いただきたい。

2. その他の意見

（1）シーリング制度について

現在のシーリング制度については、

- ① 医師の働き方改革により、臨床現場で必要となる医師数は増加しており、専攻医の重要性が増していること。
- ② 大学病院は、診療のみならず、研究や教育等の多岐にわたる業務を担っており、医学研究・医師教育に係る人員をしっかりと確保する必要があること。
- ③ 専門研修連携施設においても診療参加型実習の導入に伴い教育に当たる業務が増加していること。

といった問題点を考慮いただき、制度をより一層工夫いただきたい。

また、シーリングの対象となる場合には、医療機関における人員配置や研修体制の整備に大きな影響を及ぼすため、早期の情報提供をお願いしたい。

（2）令和9年度のシーリングについて

厚生労働省から説明されている令和9年度のシーリングの考え方に基づくと、本県の場合令和9年度から小児科がシーリング対象になると予測される。

しかしながら、小児科は夜間救急医療やNICUなど、特殊性が高く、小児科医でなければ担えない領域であり、安心して子育てができる基盤整備の観点から厚生労働省も政策医療として医師確保を促進されているところであり、本県も重点課題としている。

また、本県の医療現場では小児科医の充足感はなく、このことは医師偏在指標で本県の小児科が全国で下位1／3に属することに表れている。

これらの点を考慮し、政策医療分野については相当な医師多数状況でない限り、シーリングを適用することのないよう検討いただきたい。